東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成22年度 不適合管理委員会報告情報(平成23年1月11日(火)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分
 :
 該当なし

 区分
 :
 該当なし

1 件

NO.号機等不適合件名グレード備考1平成23年1月10日、1号機チャコール建屋2階(管理区域)において、巡視点検を行っていた当社 社員1名が、原子炉再循環ポンプMGセットの潤滑油ポンプを点検するために、付近にある同ポンプの付属配管(高さ約1.2m)の上にあがっていたところ、配管から落下し、顔面左ほぼを負傷した ことから、業務車で病院へ搬送した。負傷した原因について詳細に調査する。1月11日公表済み H23.2.18再審議に てグレード変更 「G G」

その他: 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射性ドレン移送系タービン建屋ストームドレンサンプ(B)液位高の警報が発生し、現場確認したところ、同サンプ(B)ポンプ(B)吐出側逆止弁にシートリークが考えられるため、当該弁を点検調整後対応検討。	G	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)定例試験時、清水膨張タンク液位高/低の警報が発生し、現場確認したところ、清水膨張タンク液位計の検出配管に詰まりが考えられるため、当該検出配管を点検清掃。	G	
3	1号機	試料採取系原子炉再循環ポンプ出口恒温装置冷却器流量計において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該流量計を点検補修。	G	
4	2号機	タービン潤滑油系主タービン主油タンクガス抽出機(A)ファン側軸受けにおいて、不具合(振動が上昇)が認められたため、抽出機(A)を(B)に切替。	G	
5	3号機	試料採取系原子炉格納容器酸素分析計用無停電電源装置点検時、同装置内バッテリーの性能 劣化が認められたため、当該バッテリーを交換。	G	
6	3号機	制御棒駆動水ポンプ(A,B)吸込圧力計において、不具合(指示ハンチング)が認められたため、 当該圧力計を点検補修。	G	
7	3号機	復水系復水浄化ポンプ(C)モータ推力軸受温度において、不具合(スパイク状に指示上昇)が認められたため、当該温度検出器を点検補修。	G	
8	4号機	原子炉格納容器リークテスト(基準容器放置試験)時、規定を満足しないため、現場を確認したところ、デジタルマノメータから漏えいが認められたため、当該マノメータを交換し基準容器放置試験を再開。	G	
9	4号機	補機冷却海水系流量指示計入口管のドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を交換。	G	
10	4号機	制御棒駆動水圧系機能検査時、水圧制御ユニットの弁に作業依頼票の発行札が取り付いていたため検査を中断し、全ての水圧制御ユニットを確認後、表示札回収(当該ユニット含め2ヶ所)後、検査を再開。	G	
11	4号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(24 - 41A)高警報が発生し、現場確認したところ、作業において検出器に接触した可能性が認められ、検出器信号ケーブルコネクタに不具合が発生したと考えられることから、当該検出器信号ケーブルコネクタを点検補修。	G	
12	1.2号廃棄物 処理設備	高電導度廃液系濃縮器(A缶)底廃液サンプル元弁点検において、弁体「開」状態時に駆動部「閉」 位置表示であることが認められたため、対応検討。	G	